第6号様式別表5の3の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法(以下「法」といいます。) 第72条の15第2項各号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律 第5号) 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。) 第72条の15第2項各号に掲げる 法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有す る法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事) に1通を提出してください。
- (3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業、同項第 3 号に掲げる事業及び同項第 4 号に掲げる事業のうち 2 以上の事業を併せて行 う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

日 各標共通	Į
カーでは収入を翻線視事業分余やかいで記載します。 この場合、区分計等の内状を示した明細書(任意の書式)を添付 してください。 開19	<u> </u>
上てください。 本書の区分に応じて「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○ 中で囲んでください。 事業の区分に応じて「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○ 中で囲んでください。 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一	
2 第 19 第 19 第 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	
田の本の	
芸第 72 条の2 第 1項 第 3 9 に 第 4 5	
別は76事業	
労働者派遣等を受けた法 労働者派遣等業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます。) 第26 条第 1 項又は協員職業交定法第 66 条第 1 項に規定するが書が遺 労働者派遣策約 7 以4 指員派遣安郎に基づて労働者派遣 67 条第 1 項 1 に金額を元のうえ、6 条第 1 項に規定するが開産を決します。) 第26 条第 1 項に規定するが開産を決します。) では、6 標に記載します。	
大の各欄 する法律(以下「労働者派遣法」といいます。)第26条第1項又 に船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣 2条第1号に規定 当該書類を別紙 2条第1男に規定する労働者派遣投約文は船員派遣をいいます。)又は総員派遣 2条第1号に規定 6条第1項に規定する財民派遣をした者 (以下「派遣元」といいます。) ごと に (大えて当該書類を別紙 2条第1環に規定する所遣 2条第1男に規定 2 表 2 を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者 (以下「派遣元」といいます。) ごとに、各欄に記載します。	
は船員職業安定法第68 条第1 項に規定する労働者派遣後第72 条第1 号に規定 する労働者派遣をいいます。)又は船員滅流 (船員職業安定法第 6 条第 11 項に規定する船員派遣をいいます。)でとした各 (以下「派遣元」といいます。)でとした各欄に記載します。 (以下「派遣をした者 (以下「派遣元」といいます。)でとしたもに人が、当意とした法人が、当意とした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣といた者 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載しまっ。 (以下「派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載しまっ。 (以下「派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載しまっ。 (以下「派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載しまっ。 (以下「派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載しましたで、各側の記載に代える別議として所述一に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者がでよる金額(制資産等に係るものについては、当該事業年度において労働者学で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)を記載します。 なべきもの)と記載します。 なお、当該本規します。 なお、当該本規しています。)の人数及び業務に従事した派遣先等ののうりを記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該人教及び労働時間数を記載します。 なお、当該者を発音が適定しています。の人教主を決します。 にあっては労働者派遣、又は船員職業安定法第 定する派遣力管理も解していいます。)の人教及び労働時間数を記載します。 名が過者が適議を定する派遣大管理も制度、 のかては労働者を定する派遣大管理も制度、 のかなどののが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	
最派曹契約に基づく労働者派遣(労働者派遣、第2条第1号に規定 する労働者派遣をいいます。)と受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」といいます。)ごと に、各欄に記載します。 の各欄 (以下「派遣元」といいます。)では、その他として活動した者(以下「派遣元」といいます。)では、その他として活動とした法人が、当該法人がも労働者派遣又は船員派遣を受けた者(以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 (別論明總書に埋じた。 を別途として消量に代え、各別途として対している場合には、「計・3」の欄に金額を注入、各欄の記載に代え、を別途として第二章に大力、金額(当該事業年度において労働者派遣文は船員派遣の役務の機供の対価として派遣元に支払う金額(当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の診人他の所得又は連結所得の計算上規金の額に募入されるできもの)を記載します。 (江) 人数については、労・約書文は船員職業安定法第第6条第12項に規定する派遣船員といいます。)の人数及び等務に従事自会議定等自会議定等自会議定等自会議定等自会議定等可会議定的のでは労働者等が勤務とた日数を合計したもの)を記載します。 (2) 人数及び労働時間数によっては労働者派遣元管司会議主に対しては労働者派遣元管司会議主に対しませます。 (3) 人数及び労働時間数い系遣入数・日を記載まます。 (3) 人数及び労働時間数い系遣元管理台議、載します。 (4) 人教及び労働時間数によっては労働者派遣元管理台議、表します。 (4) 人教及び労働時間数によっては労働者派遣元管理台議、表します。 (5) 人教及び労働時間数い系遣入数・日を記載まます。 (5) 人教及び労働時間数い系遣入数・日を記載まます。 (5) 人教及び労働時間数い系遣入数・日を記載ます。 (6) 人教及び労働時間数によっては労働者派遣と対した。(6) 人教及び労働時間数によっては労働者派遣	
する労働者派遣をいいます。)又は船員派遣を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」といいます。)を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」といいます。)を名欄に記載します。 ***** **** *** *** *** ** **	
条第 11 項に規定する船員派遣をいいます。)を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」といいます。)ごとに、各欄に記載します。	
接法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」といいます。)ごと に、各欄に記載します。 「労働者派遣等をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者 (以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 「派遣をした者(派遣元」といいます。)ごとに、各欄に記載します。 「派遣をした者(派遣元」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣元に支払う金額」 「洗遣元に支払う金額」 「法第72条の15 第2 軍第1 号又は令和2 年旧法第72 条の15 第2 項第1 号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣以路員派遣の政務の規模の対して、法、当該事業年度において支出される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業とは書店所の計算上損金の額に算入される全額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業を申しままが、「対しては、当該事業年度において支出されて設定者の計算上損金の額に対します。」の人数及び業務に従事する派遣、当該人数及び労働時間数に代えて、延、派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 「派遣労働者等に勤務をといいます。」の人数及び業務によっては労働者派遣、又は船員職業安定法第定する派遣大管理も帳、載します。 「31)人数及のび労働時間数によの信託第二文は船員職業安定法第定する派遣大管理も帳、載します。 「32)人数及び労働時間数によの記述、衛等欄にその信記は、備等欄にその信記は、備等欄にその信記は、衛客欄にその信記は、本衛を開いませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませい	アで圧し入
4 「労働者派遣等をした法人」の各欄	
の各欄 遺をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者 (以下「派遣先」といいます。) ごとに、各欄に記載します。 (2) 別途明細書に準じたにしている場合には、「「「計③」の欄に金額を表え、各欄の記載に代えを別紙として明細書にきとして差し支えあり。 (2) 別途明細書に準じたにしている場合には、「「「計③」の欄に金額を表え、各欄の記載に代えを別紙として明細書にきとして差し支えあり。 (3) 「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」を改「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」を必して第二章先り、会額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払うが高さいて、ては、当該事業年度において支出される金額(側卸資産をに係るものについては、当該事業年度において支出される金額(側卸資産を保存るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 第6条第12項に規定する派遣出籍員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等心総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数を記載します。なお、当該人数及び労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数を記載します。 「派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (1) 人数については、労働者に登者に対しても、労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (3) 人数及び労働時間数に次。近に船員職業を定法第定する派遣元管理台帳にあっては労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
(以下「派遣先」といいます。) ごとに、各欄に記載します。 (以下「派遣先」といいます。) ごとに、各欄に記載します。 (2) 別途明細書に準したしている場合には、「「計③」の欄に金額を注え、外番側の記載に代え、各欄の記載に代えてを別なりに乗るとして差し支えあり。 の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」 6 「派遣元に支払う金額」 法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣を砂液務の提供の対価として派遣元に支払うが遺料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払うが遺料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額の前得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるで記載として、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)と記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間数を記載します。 当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。) 又は派遣船員、船員職業安定法第に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数を記載しても差し支えありません。 第労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 第一支に対して、当時では、当該職業安定法第定する派遣大管理台帳載します。 (3) 人数及び労働時間数によい、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者派遣、「第一大部」では、衛者網にその旨記。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 (4) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 (5) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 (6) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 (7) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 (7) 人数とび、第一大部、第一大部、第一大部、第一大部、第一大部、第一大部、第一大部、第一大部	
(2) 別途明細書に準じた。している場合には、「『計③」の個に金額をえ、名欄の記載に代えを別紙として明細書に準として所達を受けた者(派遣 大)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣 大)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣 大)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣 大)」の「住所又は所在地」を割ります。 「第1号に規定する当該労働者で選又は船員派遣をした者に支払う金額」 「法第72条の15第2項第1号又は命和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者が選又は船員派遣をした者に支払う金額は「当めないで記載金額に当かる金額(当該事業年度において労働者派遣な口は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される公司で、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 「派遣分働者に発力を開発をいいます。」の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延が派遣人数・日(派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延が議員職業安定法第定十つ派遣元管理台帳、裁します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載 我します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載 我します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載 我します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載 我上ます。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載 我上ます。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載 大郎で選り入職者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	がお記載して
している場合には、「『「計形③」の側に金銀谷で、名、角側の観に作文とを別紙として明細書にはととして落して変します。 「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」ととして差し支えあり。 「派遣元に支払う金額」 「派遣元に支払う金額」 法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払うが働者派遣以上の計算上損金の額に算入される金額(の対策・とした者に支払うな額は、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 「派遣人数」及び「労働時間数」 当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 「派遣人数」及び「労働時間数に第入される金額で、当該事業年度における派遣労働者をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 (1) 人数については、労制・割ま又は船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣部員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 「派遣労働者等に対力を合計したもの)を記載しても差し支えるりません。 「派遣労働者等に対力を合計したもの)を記載しても差し支えるり、人数及び労働時間数によっては労働者派遣にあっては労働者派遣にあっては労働者派遣はより、第14年日制・減します。 (3) 人数及び労働時間数に不派遣人管理台帳にあっては労働者派遣が支出するが、第2条の15第1項各号又は令和2年旧法	書類を作品
2、各欄の記載に代えを別紙として明細書にはととして差し支えあり、 「派遣をした者(派遣元)」の「住所又は所在地」及び 「派遣を受けた者(派遣 先)」の「住所又は所在地」 「派遣元に支払う金額」 「派遣元に支払う金額」 「派遣元に支払う金額」 法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において支出う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度以後の事業年度の計算上損金の額に算入されるべきの))を記載します。 「1)人数については、労約書又は船員派遣契約記載します。 「2)労働時間数についてにおお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 「2)労働時間数についてにおっては労働者派遣、又は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳、載します。 「3)人数及び労働時間数に、不派遣入数・日を記載します。 「3)人数及び労働時間数に、不派遣入数・日を記載します。 「3)人数及び労働時間数に、不派遣入数・日を記載します。 「3)人数及び労働時間数に、不派遣入数・日を記載します。 「3)人数及び労働時間数に、不派遣入数・日を記載、本に、備考欄にその旨記	
5 「派遣をした者(派遣元)」 の「住所又は所在地」及び 「派遣を受けた者(派遣 先)」の「住所又は所在地」 の「強所又は所在地」 の「強所又は所在地」 の「強所又は所在地」 6 「派遣元に支払う金額」 法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払うが遺料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される公額(期到資産に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 2 「派遣人数」及び「労働時間数にいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣労働者等の総労働時間数と記載します。 ② 労働時間数については、労働時間数に公よのに、当該人数及び労働時間数に入ます。 ② 労働時間数については、労働時間数に入ます。 ② 労働時間数については、労働時間数に入まれる。当該人数を定法第定する派遣先管理台帳にあっては労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
大学の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」とで「派遣を受けた者(派遣先)」の「住所又は所在地」 法第 72 条の 15 第 2 項第 1 号又は令和 2 年旧法第 72 条の 15 第 2 項第 1 号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣を受けた者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(側卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいいます。) 又は派遣船員(船員職業安定法務・6 条第 12 項に規定する派遣労働者をいいます。) アは派遣船員(船員職業安定法務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日 (派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支え おりません。 20 労働時間数についてにあっては労働者派遣にあっては労働者派遣を対策を管理治帳にあっては労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支え にあっては労働者派遣、又は船員職業安定法第定よる派遣先管理治帳にあっては労働者等に変える派遣、管理治帳業を定法第でよる派遣、管理治帳、職とます。 (3) 人数及び労働時間数に、(3) 人数及び労働時間数に、(3) 人数を・日を記載します。 (3) 人数及び労働時間数に、(3) 人数及び労働時間数に、(3) 人数及び労働時間数に、(4) 人数・日を記載します。 (3) 人数及の労働時間数に、(4) 人数・日を記載します。 (3) 人数及の労働時間数に、(4) 人数・日を記載を、(4) 人数・日を記載とする。 (4) 人数・日を記載を、(4) 人数・日を記載を、(5) 人数を・日を記載とする。 (4) 人数・日を記載を、(4) 人数・日を記載を、(5) 人数を・日を記載を、(5) 人数・日を記載を、(5) 人数・日を記載を、(5) 人数・日を記載とする。 (5) 人数・日を記載を、(5) 人数・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	
5 「派遣をした者 (派遣元)」 の「住所又は所在地」及び 「派遣を受けた者 (派遣 先)」の「住所又は所在地」 と	
の「住所又は所在地」及び 「派遣を受けた者(派遣 先)」の「住所又は所在地」 を	J. C.700
先)」の「住所又は所在地」 「派遣元に支払う金額」 法第 72 条の 15 第 2 項第 1 号又は令和 2 年旧法第 72 条の 15 第 2 項第 1 号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるできもの))を記載します。 当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度以後の事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度においては、労働者派遣教制を記載した。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 (1) 人数については、労働・計算と対します。 (2) 労働時間数については労働者派遣、定対金組員職業安定法第定する派遣元管理台帳、成あっては労働者派遣、文は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳、載します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣分働者等に関する場による法第 72 条の 15 第 1 項各号又は令和 2 年旧法	
法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間数とす。 8 「派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法 1	
項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間 当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 (2) 労働時間数についてにあっては労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (3) 人数及び労働時間数にする派遣に対しても差し支えありません。 (3) 人数及び労働時間数にする派遣活等担合帳にあっては労働者派遣に対は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳にあっては労働者派遣にあっては労働者派遣にあっては労働者派遣にあっては労働者等を定ちる派遣元管理台帳にあっては労働者派遣にあっては労働者派遣にあっては労働者派遣にあっては労働者派遣にある。 (3) 人数及び労働時間数に、衛孝欄にその旨記。 (3) 人数及び労働時間数に、備孝欄にその旨記。	
金額(当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間 当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 (2)労働時間数についてにあっては労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (3)労働す管にあっては労働者派遣、又は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳にあっては労働者派遣、又は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳、にあっては労働者派遣、以は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳、であっては労働者派遣、以は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳、電表では労働者等に変しる。(3)人数及び労働時間数に、流流遣人数・日を記載、は、備考欄にその旨記。	
の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間数と言うといいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数を記載します。なお、当該人数及び労働時間数を記載します。なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	艾します。
の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間数: 当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (2) 労働時間数についてにあっては労働者派遣又は船員職業安定法第定する派遣先管理台帳にあっては労働者派遣、又は船員職業安定法第定する派遣先管理台帳。本します。 (3) 人数及び労働時間数に、3) 人数及び労働時間数に、3) 人数及び労働時間数に、3) 人数及び労働時間数に、3) 人数及び労働時間数に、3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載します。 「派遣労働者等に支払う報酬」派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
ては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載します。 7 「派遣人数」及び「労働時間数に書きの派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
7 「派遣人数」及び「労働時間 当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に 規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法 第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 (2) 労働時間数については、労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (3) 人数及び労働時間数については、労働者等が遺れる。 (3) 人数及び労働時間数にのいては、労働者等に産る派遣先管理台帳にあっては労働者派遣が、職職、職業安定法第定する派遣元管理台帳、職します。 (3) 人数及び労働時間数に、派遣人数・日を記載は、備者欄にその旨記。	
7 「派遣人数」及び「労働時間 数にする派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法 第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 (2) 労働時間数については、労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (3) 人数及び労働時間数については労働者派遣にあっては労働者派遣でする派遣元管理台帳にあっては労働者派遣でする派遣元管理台帳であっては労働者派遣でする派遣元管理台帳であっては労働者派遣である。 (3) 人数及び労働時間数に不派遣人数・日を記載にます。 (3) 人数及び労働時間数に不派遣人数・日を記載に、備考欄にその旨記。 (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
数」 規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (2) 労働時間数についてはためっては労働者派遣が、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは	
第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (2) 労働時間数についてはにあっては労働者派遣においては、自己、対策を記載しても差し支え、おりません。 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	***
に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 (2) 労働時間数については、	書をもとに
なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支えありません。 にあっては労働者派遣行又は船員職業安定法第定する派遣先管理台帳にあっては労働者派遣行又は船員職業安定法第定する派遣元管理台帳。 は、	'は. 派遣生
遺労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても差し支え ありません。 又は船員職業安定法第 定する派遣先管理台帳 にあっては労働者派遣 入以船員職業安定法第 定する派遣元管理台帳 載します。 (3) 人数及び労働時間数に べ派遣人数・日を記載 は、備考欄にその旨記。	
ありません。	
又は船員職業安定法第 定する派遣元管理台帳: 載します。 (3) 人数及び労働時間数い べ派遣人数・日を記載 は、備考欄にその旨記記 8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
定する派遣元管理台帳・載します。 (3) 人数及び労働時間数は、 で派遣人数・日を記載し、 備考欄にその旨記載し、 備考欄にその旨記載し、 備考欄にその旨記載し、 備考欄にその旨記載し、 備考欄にその旨記載し、 備考欄にその旨記載し、 備考欄にその旨記載し、 第1 項各号又は令和2年旧法	
載します。 (3) 人数及び労働時間数は べ派遣人数・日を記載 は、備考欄にその旨記記 8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
8 「派遣労働者等に支払う報酬」 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
は、備考欄にその旨記 8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
8 「派遣労働者等に支払う報酬 派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法	
	戦しより。
給与額 第72条の15第1項各号に掲げる金額を記載します。ただし、労働	
者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等を	
した法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をし	
た法人の業務に係る分を含めないで記載します。	
9 「派遣先から支払を受ける金 法第72条の15第2項第2号又は令和2年旧法第72条の15第2 消費税及び地方消費税	
額」 項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から る金額は含めないで記載	又します。
支払いを受ける金額(当該事業年度において労働者派遣等の役務の 提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得	
大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	